

令和4年6月市議会定例会提出議案

八 尾 市

報告第2号

令和3年度八尾市一般会計継続費繰越計算書報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、
令和3年度八尾市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月15日提出

八尾市長 山 本 桂 右

令和3年度 八尾市一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度遞次 繰越 額	左 の 財 源 内 訳				
				予算計上額	前年度遞次 繰越 額	計				繰越金	特 定 財 源			
											国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他
9. 教育費	3. 中学校費	亀井中学校校舎 外装改修事業	141,917,000	61,218,000		61,218,000	39,055,200	22,162,800	22,162,800	22,162,800				
9. 教育費	5. 保健体育費	美園小学校給食 調理場改築等事業	464,865,000	90,200,000		90,200,000		90,200,000	90,200,000	37,072,000	17,128,000		36,000,000	
計			606,782,000	151,418,000		151,418,000	39,055,200	112,362,800	112,362,800	59,234,800	17,128,000		36,000,000	

令和4年6月15日提出
八尾市長 山本桂右

報告第3号

令和3年度八尾市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、
令和3年度八尾市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月15日提出

八尾市長 山 本 桂 右

令和3年度 八尾市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1. 総務管理費	公共施設マネジメント事業	7,700,000	7,700,000						7,700,000
		芸術文化振興事業	5,060,000	5,060,000						5,060,000
	3. 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム事業	16,316,000	15,062,000		8,228,000				6,834,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	新型コロナウイルスに負けるな赤ちゃん応援給付金事業	44,212,000	28,021,000						28,021,000
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	4,900,200,000	518,770,596		518,770,596				
	2. 児童福祉費	私立認定こども園等運営費補助金	29,113,000	29,113,000						29,113,000
		子育て総合支援ネットワークセンター事業	611,000	611,000		610,000				1,000
		放課後児童室事業	154,000	154,000						154,000
		子育て世帯への臨時特別給付金事業	50,000,000	50,000,000		50,000,000				
6. 産業費	1. 農業費	農道整備事業	24,200,000	24,200,000				18,000,000		6,200,000
		ため池等かんがい施設整備事業	25,373,000	25,373,000					25,373,000	
		玉串川護岸整備事業	6,250,000	6,250,000				3,500,000		2,750,000
7. 土木費	1. 土木管理費	空家等利活用及び適正管理促進事業	2,000,000	2,000,000		1,000,000				1,000,000
	2. 道路橋りょう費	橋りょう等長寿命化事業	5,000,000	5,000,000		2,200,000		1,800,000		1,000,000
		交通安全施設等整備事業	11,000,000	11,000,000		5,236,000		1,700,000		4,064,000
	3. 河川費	流域貯留浸透事業	7,800,000	7,800,000				7,800,000		
	4. 都市計画費	久宝寺線整備事業	34,516,000	34,516,000		15,180,000		12,400,000		6,936,000
		公園整備事業	52,500,000	52,500,000		22,350,000		22,300,000		7,850,000
8. 消防費	1. 消防費	消防資機材整備事業	26,221,000	26,221,000				11,000,000		15,221,000
9. 教育費	2. 小学校費	学校環境衛生事業	40,950,000	40,950,000		20,475,000				20,475,000
		施設機能更新費	217,516,000	217,516,000		52,003,000		132,000,000		33,513,000
	3. 中学校費	学校環境衛生事業	21,150,000	21,150,000		10,575,000				10,575,000
		施設機能更新費	120,508,000	120,508,000		41,835,000		72,300,000		6,373,000
	4. 社会教育費	市史編纂事業	11,802,000	11,802,000						11,802,000
	合 計			5,660,152,000	1,261,277,596		748,462,596		282,800,000	25,373,000

令和4年6月15日提出
八尾市長 山本桂右

報告第4号

令和3年度八尾市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定に基づき、令和3年度八尾市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月15日提出

八尾市長 山本桂右

令和3年度 八尾市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源					一般財源
									国庫支出金	府支出金	地方債	その他		
2. 総務費	1. 総務管理費	職員厚生経費	5,124,900	52,800	5,072,100		5,072,100						5,072,100	新型コロナウイルス感染症の影響による中国工場での生産休止等により、一部の貸与被服(技術服・作業服)に納品遅延が生じたため。

令和4年6月15日提出
八尾市長 山本桂右

報告第5号

令和3年度八尾市水道事業会計継続費繰越計算書報告の件

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和3年度八尾市水道事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月15日提出

八尾市長 山本 桂 右

令和3年度八尾市水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の 総額	令和3年度継続費額			支払義務 発生額	残額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る 財源内訳			翌年度繰越額に係る 繰越額を要する たな卸資産の 購入限度額
				予 計	算 上 額	前 年 度 繰 越 額				計	企業債	損 留 保	
1. 資本的支出	1. 建設改良費	第9次配水管 整備事業	6,015,000,000	993,000,000	0	993,000,000	889,213,769	103,786,231	103,786,231	0	103,786,231		

令和4年6月15日提出
八尾市長 山本 桂 右

報告第6号

令和3年度八尾市水道事業会計予算繰越計算書報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和3年度八尾市水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月15日提出

八尾市長 山本桂右

令和3年度八尾市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予 計 上 額	算 支 額	払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源		不 用 額	翌 年 度 繰 越 額 に 係 る 資 産 の 額	説 明
							内 損 益 留 保	源 勘 定 金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	配水管布設工事等	129,956,200		18,454,530	111,501,670	111,501,670		0		工事発注時期の平準化等のため。

令和4年6月15日提出
八尾市長 山本 桂 右

議案第49号

町の区域の変更の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、東部大阪都市計画事業郡川土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から、本市内の別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更する件につき、市議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出

八尾市長 山本 桂 右

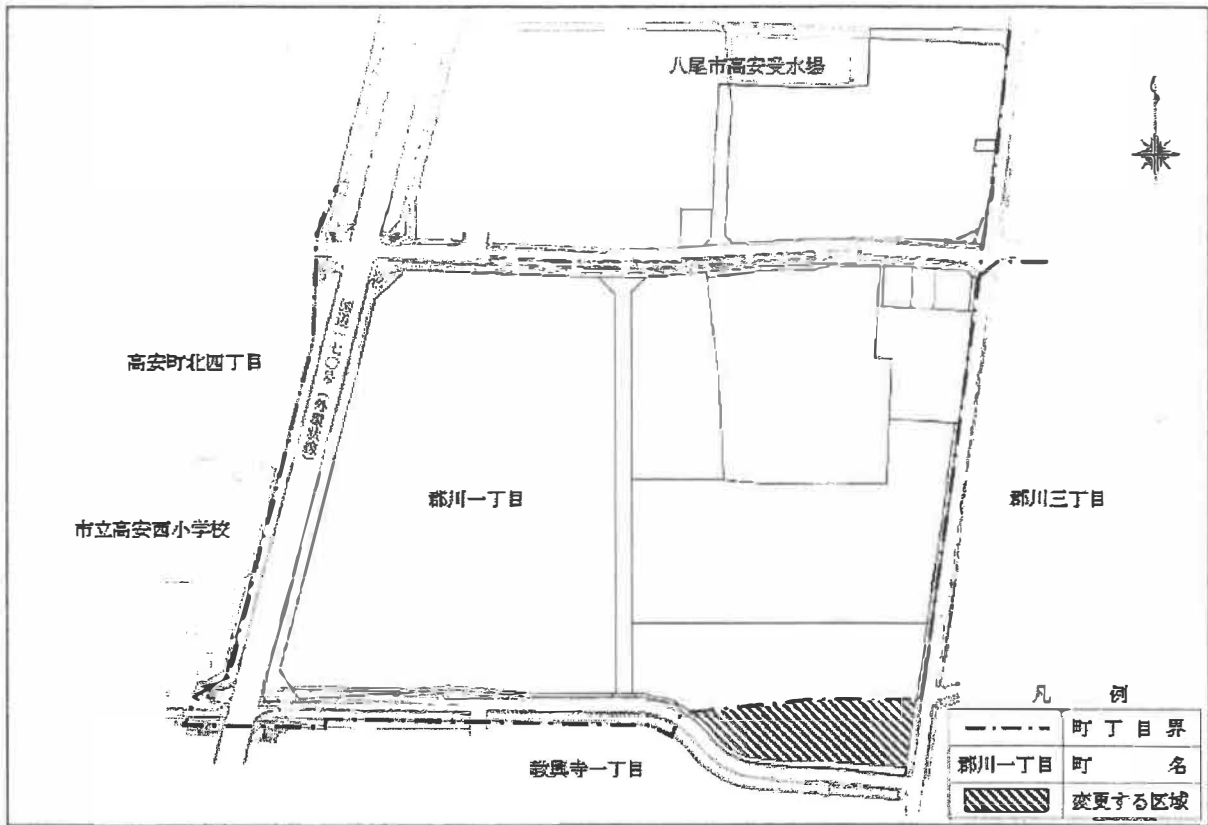
記

- 1 教興寺一丁目の区域を別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 別図2に示すとおり、1において除いた区域を郡川一丁目の区域に編入する。

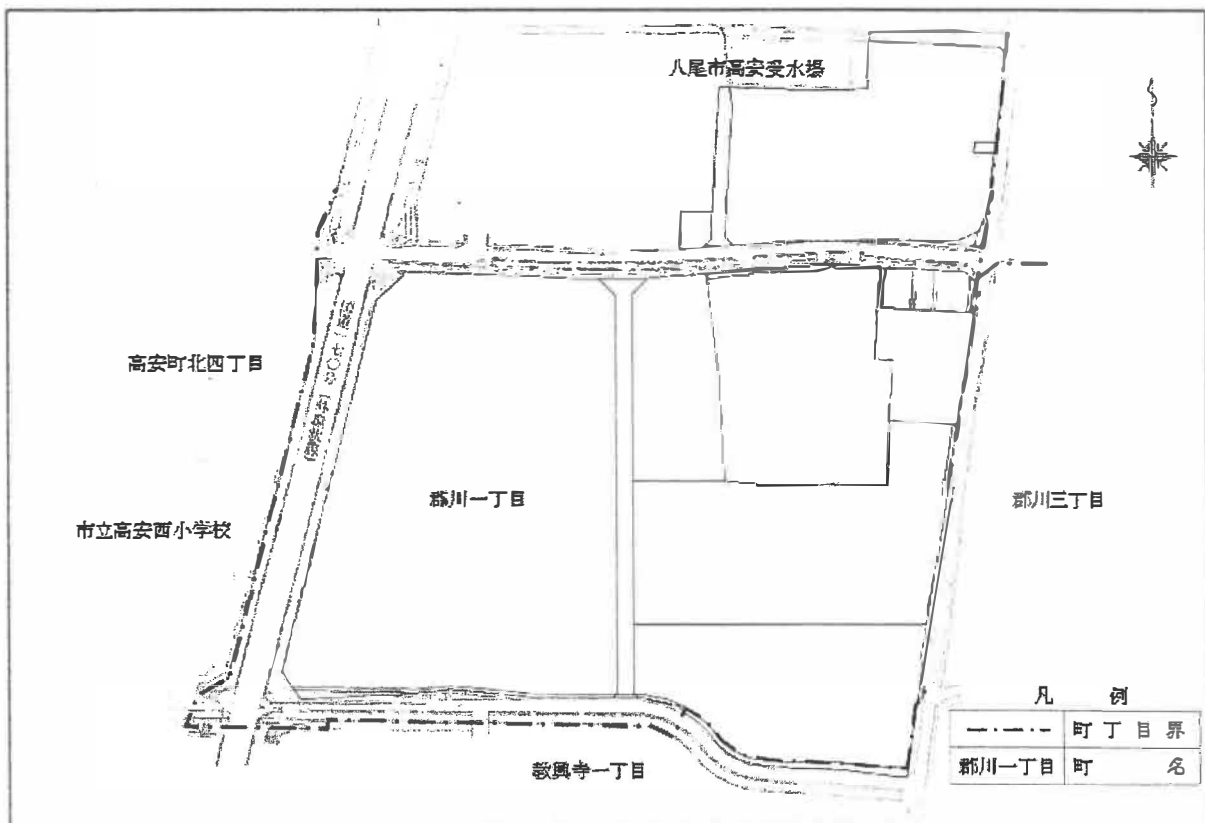
理 由

東部大阪都市計画事業郡川土地区画整理事業の換地処分に伴い、町の区域を変更する必要があるため、本案を提出する次第である。

別図1 (現況図)



別図2 (改正予定図)



議案第50号

八尾市職員の退職手当に関する条例の一部改正の件

八尾市職員の退職手当に関する条例（昭和38年八尾市条例第227号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

雇用保険法（昭和49年法律第116号）等の一部改正により、事業を開始した受給資格者等に係る受給期間の特例が設けられたこと等に伴い、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

八尾市職員の退職手当に関する条例（昭和38年八尾市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「その他別に」を「その他の」に、「、当該退職」を「当該退職」に、「、別に規則で」を「、規則で」に、「」とする。」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第11項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条第4項の規定は、令和4年7月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 改正後の第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

議案第51号

八尾市市税条例等の一部改正の件

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）等の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

令和4年度税制改正に係る地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、個人市民税等において条例の規定整備を行うにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市市税条例等の一部を改正する条例

(八尾市市税条例の一部改正)

第1条 八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第26条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第17条第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第26条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第22条の2第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第25条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第26条第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第26条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する

青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第26条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第46条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

附則第9条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第12条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条中第19項を第20項とし、第18項を第19項とし、第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第39条の2第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第42条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第46条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に

係る第26条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第46条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第26条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第46条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第47条及び第47条の2を次のように改める。

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）

- 第47条 第60条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

- 第47条の2 第61条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定を受けていた一般社団法人又は一般財団法人について準用する。

附則第47条の5中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第47条の6を削る。

（八尾市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 第2条 八尾市市税条例の一部を改正する条例（令和3年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち八尾市市税条例第26条の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改め、同条

例附則第12条の2第19項を削る改正規定中「附則第12条の2第19項」を「附則第12条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中八尾市市税条例第26条の2の見出し及び同条第1項並びに第26条の3の見出し及び同条第1項の改正規定、同条例附則第9条の3の2第1項、第42条第3項及び第47条の5の改正規定並びに同条例附則第47条の6を削る改正規定、第2条のうち八尾市市税条例の一部を改正する条例第2条中八尾市市税条例附則第26条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中八尾市市税条例第17条第4項及び第6項、第22条の2第1項及び第2項、第25条第1項ただし書並びに第26条第2項及び第3項の改正規定、同条例附則第39条の2第2項、第46条の2第4項並びに第46条の3第4項及び第6項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の八尾市市税条例（以下「新条例」という。）第26条の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第26条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の八尾市市税条例（次項において「旧条例」という。）第26条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第26条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第26条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等に

ついて提出した旧条例第26条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 前条第2号に掲げる規定による改正後の八尾市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第12条の2第2項の規定は、令和4年4月1日以後に供用が開始された下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の同条第7号に規定する排水区域内の工場等において当該供用が開始された日前から事業を行う者が当該工場等に設置した同法第12条第1項に規定する除害施設に対して課すべき令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第12条の2第18項の規定は、令和4年4月1日以後に特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第53条第1項の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地に対して課すべき令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第12条の2第18項の規定は、令和4年4月1日以後に特定都市河川浸水被害対策法第53条第1項の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地に対して課すべき令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議案第52号

八尾市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件

八尾市後期高齢者医療に関する条例（平成20年八尾市条例第14号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第25号。以下「広域連合条例」という。）の一部改正により、条例において引用する広域連合条例の規定に移動が生じたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

八尾市後期高齢者医療に関する条例（平成20年八尾市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第4条中「附則第5条第1項」を「附則第3条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号

令和4年度八尾市一般会計第7号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和4年度八尾市一般会計第7号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和4年6月15日提出

八尾市長 山本 桂 右

議案第54号

旧桂小学校校舎解体工事の工事請負契約締結の件

旧桂小学校校舎解体工事の工事請負契約を締結するについて、八尾市契約条例（昭和39年八尾市条例第11号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出

八尾市長 山本 桂 右

記

- 1 契約の目的 旧桂小学校校舎解体工事
- 2 契約の種類 工事請負契約
- 3 契約の方法 条件付一般競争入札
- 4 契約金額 370,403,000円
- 5 契約の相手方
八尾市南亀井町一丁目4番3号
株式会社大一建設
代表取締役 前田 和彦
- 6 工事場所 八尾市桂町四丁目地内
- 7 仮契約年月日 令和4年5月6日

議案第55号

市営安中住宅8号館耐震補強及び外壁等改修工事の工事請負契約
締結の件

市営安中住宅8号館耐震補強及び外壁等改修工事の工事請負契約を締結する
について、八尾市契約条例（昭和39年八尾市条例第11号）第3条の規定に基づ
き、市議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出

八尾市長 山本桂右

記

- 1 契約の目的 市営安中住宅8号館耐震補強及び外壁等改修工事
- 2 契約の種類 工事請負契約
- 3 契約の方法 条件付一般競争入札
- 4 契約金額 175,946,100円
- 5 契約の相手方
八尾市東山本新町七丁目4番19号
株式会社財部建設
代表取締役 財部 一彦
- 6 工事場所 八尾市南本町八丁目地内
- 7 仮契約年月日 令和4年5月6日

令和4年6月市議会定例会提出議案

令和4年6月発行（R4-37）

八尾市総務部政策法務課